

個人事業主・法人の皆さんへ

確定申告だけで終わっていませんか？

償却資産の申告もお忘れなく！

毎年1月は固定資産税（償却資産）の申告月です！

※法定申告期限は1月31日です。

償却資産とは…

事業を経営するために使用している構築物、機械・装置、工具・器具・備品等のことです。

申告するものは…

毎年1月1日現在の田子町内にある事業用資産の所有状況を申告してください。

申告書の提出方法は…

- ①窓口持参
- ②郵送
- ③電子申告（PCからの申告データ送信。印刷・郵送代不要）

必要書類は…

- ・償却資産申告書
(※税務課窓口にあります。)
- ・減価償却している資産の一覧
(※減価償却している方)
- ・マイナンバーカード

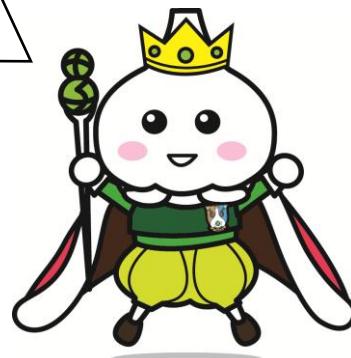
Q & A

Q. 申告しなければならないの？

A 地方税法第383条により、資産を所有されている方は申告が義務づけられています。正当な理由なく申告されなかった場合には、過料が科されることがあります。

Q. 具体的にはどのような資産を申告するの？

A 税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産を申告して頂くことになっています。



〈問合せ先〉田子町役場税務課 儚却資産担当

TEL：0179-20-7112（直通）

（裏面あり）

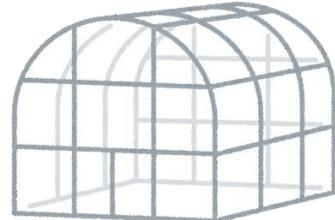
農業を営んでいる方へ！

農業を事業として行っている場合は“個人事業主”に該当します。

一定の農業用機械・設備等は償却資産申告が必要です！

次のような資産をお持ちの方はご確認ください。

- ・ トランクター、コンバイン、田植え機
(※ナンバーがついていないもの)
- ・ 乾燥機、選別機、精米機
- ・ ビニールハウス、農業用設備



※ 家庭用のみで使用しているものは対象外となる場合があります。

「農業だから申告は不要」と思っていませんか？
農業所得の申告をしている方は、 償却資産申告の対象となる場合があります。

〈問合せ先〉 田子町役場税務課 償却資産担当
TEL：0179-20-7112（直通）